



兵ト協ニュース

NEWS For HYOGO TRUCKING ASSOCIATION

2018.8 No. **385**



トラックドライバーコンテスト

兵庫県大会

主な記事

- 大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます ~事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします~
- 第46回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会が開催されました
- 運賃料金設定(変更)届出はお済みですか?至急お届け下さい!!
- 公明党兵庫県本部との政策要望懇談会を行いました

CONTENTS



行政からのお知らせ

- (国土交通省)大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます
～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～ 1
- 夏期期間におけるテロ対策の徹底について 2
- (労働者健康安全機構)産業保健総合支援センターのご案内 3

事務局からのお知らせ

- 第46回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会が開催されました 5
- 運賃料金設定(変更)届出はお済みですか?至急お届け下さい!! 7
- 「ドライブレコーダ実践セミナー」を開催しました 11
- 「就職フェア for 定通2019」に参加しました 12
- 公明党兵庫県本部との政策要望懇談会を行いました 13

支部だより

- 丹有支部 14

会員情報だより

- 山手物流有限会社 15

天狼会のページ

16

陸災防のページ

- はい作業主任者技能講習会のお知らせ 17

会員だより

22

協会日誌

23

適正化事業部からのお知らせ

- 巡回指導における指導事項(今月のテーマ「運行管理者の講習」「整備管理者の研修」) 24



行政からのお知らせ



国土交通省

大型トラック・大型バスのスペアタイヤの点検が義務化されます ～事故防止のため、確実な点検・整備をお願いします～

道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に基づく「自動車点検基準」（昭和26年運輸省令第70号）が改正され、本年10月より施行されます。

主な改正内容

1. 大型自動車の定期点検整備について

自動車点検基準の改正により、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に係る定期点検整備の3ヶ月毎の点検項目に以下の項目が追加されました。

- ・スペアタイヤ取付装置の緩み、がた及び損傷
- ・スペアタイヤの取付状態
- ・ツールボックスの取付部の緩み及び損傷

スペアタイヤ取付装置に係る点検については、スペアタイヤを取り外して行います。なお、トランクルームに搭載されているスペアタイヤについては、取付装置がないため、点検の対象外となります。

2. 整備主任者の研修について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者が、自らが選任した整備主任者に対して受講させなければならない研修について、従前、運輸監理部長又は運輸支局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講することとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

3. 自動車検査員の研修について

指定自動車整備事業規則の改正により、指定自動車整備事業者が、自らが選任した自動車検査員に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、1年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

4. 自動車分解整備事業者における依頼者への料金の概算見積の提供について

道路運送車両法施行規則の改正により、自動車分解整備事業者に対して義務づけられている、点検整備作業の依頼者に対する料金の概算見積の提供について、PDFファイル等の電磁的記録による提供が可能となりました。

5. 整備管理者の研修について

旅客自動車運送事業運輸規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の改正により、自動車運送事業者が、自らが選任した整備管理者に対して受講させなければならない研修について、従前、地方運輸局長から研修を行う旨の通知を受けたときに受講させることとされていたところ、当該通知を廃止し、各運輸支局等が定めるところにより、2年に1度受講させることとなりましたので、管轄の運輸支局等からの案内（HPにおける案内等）をご確認下さい。

問い合わせ先

国土交通省自動車局整備課

TEL 03-5253-8111 FAX 03-5253-1639

(内線 42426, 42412)

夏期期間におけるテロ対策の徹底について

国土交通省では、これまでも国民生活の「安全・安心」を確保する観点から最重要課題の一つとしてテロ対策の強化・徹底に取り組んでいます。

夏期期間（平成30年7月21日から同年9月2日までの期間）においては、大量の輸送需要が集中して発生するとともに、行事、催物等への多数の人手が予想されます。

行事、催物等多数の人が集まり、防御が比較的手薄なソフトターゲットを狙ったテロ事案が発生していることに留意し、夏期期間に、交通機関、交通関係施設及び人出が予想される施設を中心に、改めてテロ対策の徹底を図るようお願いします。

（近畿運輸局より）



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

企業の
明るい未来
のために

働く人の「こころ」と「からだ」の健康を、無料でサポート!

産業保健総合支援センター のご案内

産業保健総合支援センター

※各都道府県に1か所

メンタルヘルス 対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、メンタルヘルス対策の計画作成やストレスチェック制度の導入・職場環境改善に関する実地相談、管理監督者や若手労働者に対するメンタルヘルス教育などを行っています。

治療と仕事の 両立支援対策

専門スタッフ（産業カウンセラー・社労士等）が事業場に訪問し、両立支援制度の導入支援、患者（労働者）と企業との個別調整支援などを行っています。

研修、 相談対応

産業医等の産業保健スタッフや事業者等を対象として、メンタルヘルス対策や、治療と仕事の両立支援をはじめとする産業保健をテーマに研修を行っています。また、窓口・電話・メールでご相談に応じ、解決方法を助言しています。

※労働者数50人未満の小規模事業場を支援する地域窓口（地域産業保健センター）や、産業保健関係助成金もご利用いただけます。詳しくは裏面をご覧ください。

事業場の状況に応じた各支援の活用イメージ

さまざまな支援を上手に
活用して、産業保健活動
に取り組みましょう！



ステップ1

地域産業保健センターを
活用して、労働者の健康
管理を行いましょう



ステップ2

専門スタッフの訪問指導
や助成金を活用して、自
主的な取り組みを図りま
しょう



ステップ3

いろいろな研修に参加し
て、産業保健に関する理
解をさらに深めましょう
★困ったことがあれば、相談
窓口を活用しましょう



厚生労働省 ・ 独立行政法人 労働者健康安全機構



地域窓口（地域産業保健センター）

※全国350か所

労働者数50人未満の小規模事業場を支援します

医師による面接指導や健康診断実施後の意見聴取

事業場への訪問による健康相談



事業場からの求めに応じて、産業医・保健師が事業場へ訪問して、医師による面接指導^{※1}や、健康診断実施後の意見聴取^{※2}などの労働安全衛生法で定められた事項の実施のほか、医師または保健師による健康相談^{※3}などを行っています。

※1 長時間労働者やストレスチェックにより高ストレスと判断された労働者に対する医師による面接指導

※2 健康診断で異常所見があった労働者の就業上の措置に関する医師への意見聴取

※3 健康面の不安やメンタルヘルス不調を感じている労働者に対する医師・保健師による助言・指導

産業保健関係助成金

メンタルヘルス対策や、小規模事業場における産業医の選任など、事業者の産業保健活動の取り組みに対して費用の助成を行っています。

《対象》

労働者数50人未満の事業場

《対象》

労働者数50人以上の事業場

心の健康づくり計画助成金（労働者数の制限なし）

職場環境改善計画助成金（労働者数の制限なし）

ストレスチェック助成金

小規模事業場産業医活動助成金



詳しくは、

助成金専用ダイヤル



ナヤミヲシロウ
0570-783046 まで

「都道府県産業保健総合支援センター」へのご相談は、



サンボヲシロウ
0570-038046 まで

各産業保健総合支援センター
の所在地は

こちら



独立行政法人 労働者健康安全機構

<https://www.johas.go.jp/shisetsu/tabid/578/Default.aspx>

事務局からのお知らせ

第46回トラックドライバーコンテスト兵庫県大会が開催されました

7月21日(土)、兵庫県警察本部運転免許試験場において猛暑の中、第46回トラックドライバー・コンテスト兵庫県大会が開催され、34名の選手が熱戦をくりひろげました。

選手の皆様、関係者の方々ありがとうございました。

入賞者及び入賞事業所

(敬称略)

部門	順位	氏名	所属事業所	備考
4トン	優勝	平田和幸	日本通運(株) 明石航空支店神戸営業課	兵庫県知事賞
	2位	吉田翼	センコー(株) 阪神支店姫路車輛センター	
	3位	田淵由子	(株)日立物流西日本 兵庫営業所	
11トン	優勝	本間丈和	阪神センコー運輸(株) 西神戸営業所	兵庫県知事賞
	2位	荒木文弥	ヤマトマルチチャーター(株) 兵庫営業所	
	3位	山口瞬	日本通運(株) 神戸中央支店	
トレーラ	優勝	井原啓明	センコー(株) 阪神支店姫路車輛センター	兵庫県警察本部長・ 兵庫県交通安全協会会長賞
	2位	木村英樹	日本通運(株) 姫路支店姫路コンテナ事業所	
	3位	山崎武志	(株)浜田運送 本社	
2トン	優勝	三宅賢	西濃運輸(株) 神戸支店	神戸運輸監理部長賞
	2位	降矢大資	日本通運(株) 阪神支店伊丹川西事業所	
	3位	築原総士郎	センコー(株) 阪神支店姫路車輛センター	
女性選手最高得点		田淵由子	(株)日立物流西日本 兵庫営業所	神戸運輸監理部長賞



優勝おめでとうございます



女性選手 4t部門 11t部門 2t部門 トレーラ部門

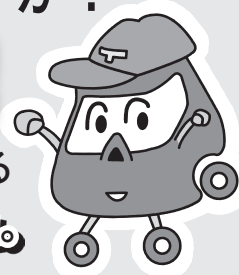
田淵選手 平田選手 本間選手 三宅選手 井原選手

運賃料金設定(変更)届出はお済みですか？

至急お届け下さい!!



平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました。



運賃料金変更届出又は約款の認可申請のいずれも
行っていない場合は、**違反**となります！

標準貨物自動車運送約款の改正に関するQ&A

変更届の様式、料金の設定等について

Q1 運賃料金変更届の様式と料金設定の考え方を示して下さい。

A1 今般、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を明確化し、別建てで収受できる環境を整備するため標準運送約款の改正を行いました。これにより、附帯作業のコストの見える化、サービスに見合った対価の収受等を通して、全体としての効率性・生産性の向上が図られるとともに、取引環境の改善に資することとなるものと考えています。標準運送約款を使用されているケースが多いと思いますが、その場合には、今回の改正の施行日(11/4)から改正後の標準運送約款が適用されることとなります。

具体的な運賃及び料金(積込料、取卸料、待機時間料、附帯業務料等)については、今回の標準運送約款の改正の趣旨及び各事業者における原価計算等による自社のコスト等を踏まえて、設定して頂ければと考えています。

今回の標準運送約款の改正により、積込料、取卸料及び待機時間料については、新たな項目として追加されておりますので、仮に「既存の運賃・料金については、特段変更が不要」と判断された場合においても、少なくともこれらの料金については届出を行って頂く必要があります。その場合には、別添の、積込料、取卸料、待機時間料のみを設定する必要最低限の届出様式例を参考に届出を行って下さい。

なお、附帯業務料(横持ち、縦持ち、棚入れ、ラベル貼り、はい作業等の附帯作業に係る料金)については、金額での設定(又は実費としての設定)の方法があります。(※既に附帯業務料について、一定の金額(又は実費)を収受する旨の設定がされていて、特段変更が不要と判断された場合などには、この部分についての新たな届出は不要となります。)

- Q 2 様式例別紙①においては、積込料、取卸料、待機時間料について具体的に金額を記載することになっていますが、数値ではなく個別に定める旨の記載でもよいですか。
- A 2 料金については利用者にとって分かりやすいものであることが重要ですので、具体的な料金を記載頂くことが基本的な考え方となりますが、作業の種類に幅があるなどして具体的な金額を定めることが難しい場合には、個別に定める旨の記載も可能です。その場合でも、可能な限り、幅等を付すことが望ましいところです。
- Q 3 変更届の添付書類は、全文でなく変更になった部分のみでよいのですか。
- A 3 今般の改正においては、変更が生じた部分の新旧のみで届出を行って頂いて構いません。
- Q 4 燃料サーチャージの届出を出している場合、サーチャージの変更届も必要となりますか。
- A 4 運賃としての性質を有している燃料サーチャージについては、今回の改正により直接的に変更が必要となるものではありませんが、料金等の変更に合わせて設定しているサーチャージの変更を行う場合、合わせて届出をして下さい。
- Q 5 今回新たに設定される料金には、時間外、深夜、休日等の割増しも適用されますか。
- A 5 適用する場合は変更届にその旨の記載をして下さい。
- Q 6 今回の改正で、積合せ運賃料金については、どのような扱いになりますか。
- A 6 今回の標準運送約款の改正に伴い、積合せ運賃料金についても、運賃と料金を別建てで収受するよう、貸切運賃と同様に運賃料金の変更届出を行う必要があります。
- Q 7 貨物の販売価格に一定率を乗じて運賃料金を決定する等の契約をしている場合、届出の内容はどのようにしたらよいでしょうか。
- A 7 今回の改正を、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を収受できるよう、原価計算に基づき自社のコストに見合った運賃及び料金に見直しをする機会としていただければと思います。
- Q 8 バラ積みバラ卸し貨物等については、車上的における積込み・取卸し時に、パレットから車上への積込み、車上からパレットへの取卸しに手間が発生します。これらの作業については、運賃に含まれるものとなるのでしょうか。
- A 8 今回の標準運送約款の改正においては、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」の範囲を明確化したところです。積込み・取卸しを行う際のこのようなパレットへの、あるいはパレットからの積替作業のような運送以外の役務に対する対価については、料金として収受するものに該当するものと考えます。

- Q 9 運賃交渉は相手次第のところがあり、待機時間料等を設定することが難しいのですが。
- A 9 荷主との協議が整ってから運賃料金変更届出を提出するのではなく、まずは自社の運賃体系として積込料、取卸料、待機時間料を設定し、地方運輸局に届出した後に荷主と交渉に臨んでいただければと思います。

届出方法等について

- Q10 複数の都道府県に事業所等がある場合、変更届等の提出先はどこになりますか。
- A10 主たる事務所を管轄する運輸局長宛に提出することになりますが（届出書に記載する宛先は運輸局長）、実際に書類を提出する受付窓口としては、主たる事務所が所在する運輸支局となります。
- Q11 認可運賃当時は運輸局ごとに運賃が設定されていたため、営業所のある各運輸局に運賃を届け出ていますが、今回の変更届出も各運輸局へ出す必要がありますか。
- A11 現行の運輸局ごとの運賃を引き続き使用し、かつ今回の約款改正に合わせて料金の変更を行うのであれば、各運輸局長宛に届出をしていただく必要がありますが（届出書に記載する宛先は各運輸局長）、その際の実際の手続としては、主たる事務所が所在する運輸支局に、各運輸局宛の届出書を一括して提出して頂くことが可能です。また、届出制移行後において地域ごとに異なる運賃及び料金を設定し届出をしている場合についても同様です。

独自運送約款の使用等について

- Q12 標準運送約款以外の独自約款の認可を受けていますが、今回の約款改正を踏まえて何をすればよいですか。
- A12 認可を受けている独自約款について、改正後の標準運送約款と同様に、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」が明確化されており、別建てで収受できるよう記載されている場合には、特段の手続は必要ありませんが、記載されていない場合には、標準運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価である「運賃」と運送以外の役務等の対価である「料金」を明確化し、別建てで収受できるよう運送約款の変更の認可を受けていただく必要があります。そのうえで、運送の対価と運送以外の役務等の対価を区分して運賃と料金を設定し届出を行っていただく必要があります。
- Q13 改正前の標準運送約款（平成29年11月4日に施行される前の旧標準運送約款）の内容で一旦認可を受けたのですが、改正後の標準運送約款を使うこととする場合はどのような手続が必要ですか。
- A13 改正後の標準運送約款を適用する場合には、標準運送約款の改正の趣旨を踏まえ、運送の対価と運送以外の役務等の対価を区分して運賃と料金を設定し届出を行っていただく必要があります。その場合の手続について、国土交通省のHPに掲載している運賃料金設定（変更）届出様式例（旧約款で認可を受けた事業者）を用いる場合は「6.変

更を必要とした理由」の欄の「 平成29年11月4日に改正された標準貨物自動車運送約款を使用することとしたため。」にチェックを入れてください。(料金の設定の考え方については、A1を参考にしてください。)

荷主等への周知、強制力等について

Q14 国から荷主等への周知は行っていますか。

A14 周知用リーフレットを作成し、荷主団体へ送付するとともに、国土交通省本省、各運輸局及び運輸支局が主要な荷主団体等を直接訪問し説明しています。

Q15 新しい約款に基づいて現行の運送契約の見直しを荷主に求めて拒否された場合、罰則等はあるのですか。

A15 契約には含まれていない付加的なサービスを後から対価なしに提供する事を強要された場合等には、当該強要する行為は、独占禁止法や下請法の違反となる場合もあり得ます。

Q16 新しい約款に基づいて、従来無償で行っていた附帯サービスの料金を荷主に求めたところ、運賃と料金を明確化することについて理解は得られましたが、既存の運賃の金額内で運賃と料金とを賄うように言われ、実質的に運賃については値下げとなりました。運送事業者は立場が弱いため、荷主の要請を断ることができないのですが、今後どのように対応していけばいいのでしょうか。

A16 取引上の優位な立場を利用して、一方的に著しく低い運賃や料金での輸送等を強要する場合、当該行為は、独占禁止法や下請法の違反となる場合もあり得ます。国土交通省では適正な取引を推進するための相談窓口を設置しています。荷主に対して申し入れをしたものの、このような事例が生じた場合などにはご相談ください。

その他

Q17 運賃料金変更届出または約款の認可申請のいずれも行っていない場合、違反となりますか。

A17 違反となりますので、手続きを行って下さい。

なお、監査等により違反の事実が判明した場合は、行政処分の対象となる場合等があります。

(平成30年7月 国土交通省 貨物課)

「ドライブレコーダ実践セミナー」を開催しました

6月26日(火)～27日(水)、(公社)全日本トラック協会と共催で「ドライブレコーダ実践セミナー」を開催しました。

第1部では東京海上日動リスクコンサルティング株式会社 竹下貴久氏が、ドライブレコーダを事故防止のため日常の安全指導に活用する実践例を解説、第2部では7～8人のグループに分かれ交差点事故防止に向けての取り組みについて情報交換をし、最後に各グループの代表者から発表がありました。事後のアンケートでは、参考になったとの感想が多数ありました。

開催日 平成30年6月26日(火) 兵庫県トラック総合会館 (本部)

平成30年6月27日(水) 西部研修会館 (西播支部)

参加者 26日 36名(神戸) 27日 30名(姫路)

内 容

「交差点事故防止マニュアルの活用について」

第1部：座学(ドライブレコーダを事故防止のための日常の安全指導に活用するための実践例を解説)

第2部：小グループでの情報交換

講師 東京海上日動リスクコンサルティング株式会社

主任研究員 竹下貴久 氏



「就職フェア for 定通2019」に参加しました

7月14日(土)に神戸市立摩耶兵庫高等学校で開催された「就職フェアfor定通2019」に兵ト協も参加しました。

この就職フェアは、いろんな職場を定時制・通信制の高校生に知ってもらおうと、今年初めて開催され、学生約130名、企業32社が参加しました。

各企業がブースを設置し、生徒達と面接を行い、自社のアピールを行いました。

当協会は、業界の喫緊の課題である雇用確保のため、トラック運送業界のPRと学生の就職先の1つの候補として運送業も是非考えていただきたいと訴えました。

生徒達や数組の進路指導の教員が、ブースに来て職員から運送業についての説明を受けました。生徒達は、運送業イコール長時間労働でキツイというイメージを抱いている人が多く、教員においても運送業はよく分からないしイメージがわからないとか、やはり何かあったらと事故等を危惧する意見がありました。

教員達との意見交換を行った中で、我々の運送業の社会的意義や、安全への取組や事故防止の機器の進歩、国をはじめとする長時間労働削減へ向けた取組等の説明をし理解を求めました。



※生徒のプライバシー保護の為、人物の写っている写真は公表できない為、設営された会場
のみの写真となっています。

公明党兵庫県本部との政策要望懇談会を行いました

7月23日(月)に兵庫県教育会館ラッセホールにおいて赤羽一嘉兵庫県本部代表他計9名の兵庫県選出国會議員・県會議員・神戸市會議員と当協会福永会長、副会長、太田専務他計11名が出席し、公明党兵庫県本部に対し以下の要望について意見交換を行いました。

1 平成31年度国家予算案及び税制、法律改正、規制緩和等についての要望

- (1) 自動車関係諸税の簡素化と負担の軽減について
- (2) 高速道路料金の引き下げについて
- (3) トラック運送事業の人材確保のための諸対策に係る支援について等

2 平成31年度兵庫県・神戸市予算への意見・要望

- (1) 運輸事業振興助成交付金の全額支給について
- (2) 阪神高速道路の整備推進について等



支部だより ——— 「丹有支部」

<p>支部の概要</p>	<p>所在地：三田市福島梶谷前61-1 管轄区域：三田市、篠山市、丹波市、神戸市及び西宮市の一部 支部長：池尻博史（大陽運送株式会社 代表取締役） コメント：「会員相互の親睦を図るように努めています」 設立：昭和46年3月4日設立総会開催 会員数：78社</p>
<p>支部行事</p>	<p>4月 春の全国交通安全運動に伴う交通安全パトロール(平成30年4月6日～15日) (丹波市内、篠山市内、三田市、北神、西宮北部) 1日100km以上巡回 5月 支部総会(篠山市郡家「新たんば荘」)平成30年5月12日 8月 納涼会(三田ホテル)平成29年8月26日 9月 秋の全国交通安全運動に伴う交通安全パトロール(平成29年9月21日～30日) (丹波市内、篠山市内、三田市、北神、西宮市北部) 1日100km以上巡回 10月 トラックの日の街頭活動(近畿若狭自動車道路西紀サービスエリア下り線) 11月 環境キャンペーン(道の駅フルーツフラワーパーク)平成29年11月25日 1月 新年賀詞交歓会(篠山市「宝魚園」)平成30年1月27日</p>
<p>主な行事の概要</p>	<div style="display: flex; flex-wrap: wrap;"> <div style="width: 50%;">  <p>交通安全運動 (丹波市「ゆめタウン氷上」)</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>トラックの日の街頭活動 (篠山市「近畿若狭自動車道路西紀サービスエリア下り線」)</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>環境キャンペーン (神戸市「道の駅フルーツフラワーパーク」)</p> </div> <div style="width: 50%;">  <p>青年部会30周年記念式典 (三田市「三田ホテル」)</p> </div> </div>

2018年4月号から会員情報だよりの連載を開始しました。
第5回目は山手物流有限会社です。

「安全、正確、迅速に」

山手物流有限会社 (尼崎市)

今回は里岡昭一社長に対応していただきました。



里岡昭一社長

■ 業務内容について

当社は、父が昭和43年に創業しました。平成8年6月に一般貨物運送事業の許可を受け、現在に至っています。

現在は、冷凍・冷蔵輸送、生鮮食料品輸送、新聞輸送等の業務に取り組んでいます。

■ 安全への取り組みについて

社内外で安全・品質を向上させるため、無事故・無違反1000日を目指し全社員で取り組んでいます。

また、安全第一を旨とし、万が一の場合を考えて、デジタルタコグラフ並びにドライブレコーダーを全車に装備しています。

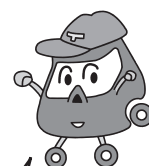
ドライバー教育については全体会議とは別にグループミーティングを行い、自身の経験を通して危険予知トレーニングや作業マニュアルを作成しています。

■ 会社のアピールポイントについて

お客様の大切な荷物を、時間どおりにミスなく配送し、少しでもお客様の為になるように日々努力しています。

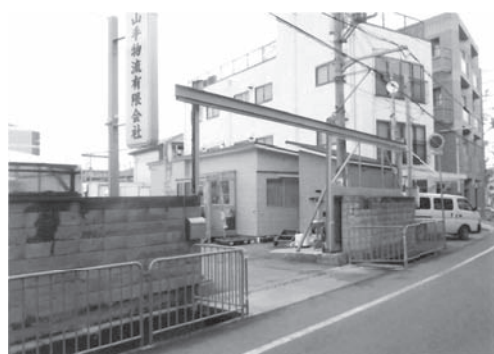
又、グリーン経営を取得し、エコドライブを徹底的に指導し毎年1パーセントの燃費向上を目標に、5年間邁進してきました。地球の環境に少しでも、貢献できるようにこれからも努力をしていきます。

優良自動車運送事業者局長表彰を平成25年と平成26年に、安全性優良事業所(Gマーク)局長表彰を平成27年に受賞されました。



■ 今後の目標について

当社は、平成16年1月から安全性優良事業所の認定を連続で取得しています。20年30年継続して取得を目指します。又、グリーン経営も同じように継続して取得していき、少しでも運輸業界へ貢献していきたいと思っています。



■ 会社概要 ■

会社名：山手物流有限会社
本社：尼崎市常松1丁目21-5
代表者：里岡 昭一
創業：昭和43年3月
従業員数：13名
車両数：18両
ホームページ：<http://www.yblc.co.jp/>

天狼会のページ

“定例会を行いました”

7月13日(金)に定例会を行いました。

定例会では、活動内容の報告、今後の天狼会の運営について会議を行いました。平成30年7月豪雨災害についても議題に上がり、被災地の日でも早い復興を願い、天狼会としてできること等について意見交換をしました。



天狼会一同

その後、講習会が行われました。

講習会のテーマは「運送業界の現状と支援のメニューのご案内」です。

講習会ではトラック運送事業の現状や、近年注目されている健康起因事故の防止についてなどのお話がありました。

健康起因事故による事故要因のワーストなど、データに基づいた説明もあり、非常に有益な内容でした。

講演後の質問も多くありましたが、個々の質問にも丁寧に答えて頂きました。



講師 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
マーケット開発部 市場開発室
国内物流チームリーダー
横川 元康氏

～天狼会ご入会申し込み、お問い合わせ～

兵庫県トラック協会 総務部 TEL 078-882-5556 FAX 078-882-5565



問い合わせ先

陸運労災防止協会 兵庫県支部
(兵庫県トラック協会内)
電話 078-882-5556

労働安全衛生法に係る技能講習のご案内 〈兵庫労働局登録教習機関 [兵労基安登録第14号]〉

はい作業主任者技能講習会のお知らせ

陸上貨物運送事業労働災害防止協会 兵庫県支部

「はい」とは、荷の保管、仮置、検数、薰蒸などを行うために倉庫、上屋または土場に積み重ねられた荷(小麦、大豆、鉱石等のばら物を除く)の集団をいいます。

高さが2メートル以上の「はい」作業(荷役機械の運転者のみによって行われるものを除く)を行っている事業場では労働安全衛生法第14条によるはい作業主任者の資格を取得させ、そのうちから「はい作業主任者」を選任して作業をしなければなりません。

1. 講習日時・会場 注：当日は8時45分より受け付けします。

講習日時	1日目	平成30年11月14日(水) 9時～17時(座学講習)
	2日目	平成30年11月15日(木) 9時～17時(座学講習、修了試験)
講習会場	兵庫県トラック総合会館 3階会議室 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 ※受講者の為の駐車場はありません。	

2. 受講料

	受講料	テキスト代	合計
兵ト協会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	無料 (陸災防兵庫県支部負担)	7,000円 (内消費税8% 518円)
非会員	7,000円 (内消費税8% 518円)	1,500円 (内消費税8% 111円)	8,500円 (内消費税8% 629円)

3. 受講資格

「はい」付け又は「はい」くずしの作業に3年以上従事した経験を有する方。

※ 受講申込書に実務経験証明書が付随しています。証明者の職氏名(事業場の代表又は責任者の方)の記入及び、押印(丸印)が必要です。(角印は認められません。)

4. 申込要領

- (1) 陸運労災防止協会兵庫県支部事務局へ定員枠の空き状況を電話で確認し、必ず予約受付を行ってから次の①～④を現金書留で次の申込先に郵送して下さい。

予約受付 及び申込書受付期間

平成30年9月25日(火)～平成30年11月5日(月) 必着

ただし、期間にかかわらず定員に達し次第締め切ります。

(定員に空きがあれば、前日まで受付可能ですので、お問合せ下さい。)

- ① 受講申込書 (A4サイズにコピーまたは、切り取ってご使用して下さい)
- ② 証明写真2枚 (サイズ縦3.6～4cm、横2.4～3cm)

※ 合格された場合の修了証に使用します。スキャナーで画像処理しプラスチックカードにカラー印字いたしますので、スナップ写真、カラーコピー等画像の不鮮明なものは使用できません。

証明写真2枚の内うち1枚は、①の受講申込書に貼り付けて下さい。

※ 写真の裏に氏名を記入して下さい。

③ 運転免許証の写し（住所変更している場合は、裏面必要）

④ 受講料

納入された受講料等は、受講票を発行した以後は、一切返金いたしません。

受講票は、申込後約1週間程度で所属事業場宛てに郵送いたします。

（申込先）

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4-27 兵庫県トラック協会内
陸運労災防止協会兵庫県支部
電話 (078) 882-5556

※ 持参される場合の受付時間は、10時～17時（12時～13時は除く）。

5. 持参品

受講票・筆記具（えんぴつ・消しゴム・ボールペン）

6. 修了証

法定の講習時間を受講し、修了試験に合格した方には、後日、修了証を郵送いたします。

2日のうち1日でも欠席の場合は不合格となります。

7. 留意事項

修了試験において不合格となり基準点以上であった場合、追試験を1回のみ受験することができます。

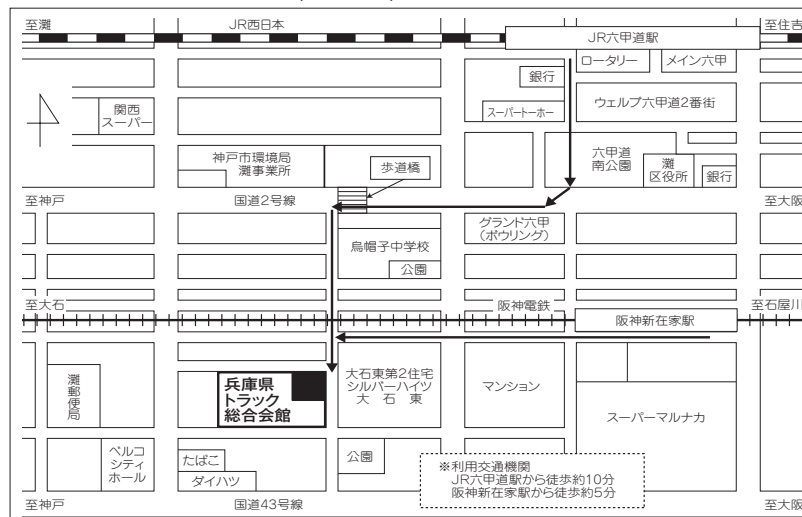
追試験を希望される場合は、受験料2,160円（税込）が必要となりますのでご留意下さい。

受講者の為の駐車場はありませんので、公共交通機関の利用をお願いします。

はい作業主任者技能講習会場 兵庫県トラック総合会館

神戸市灘区大石東町2丁目4番27号

TEL (078) 882-5556



はい作業主任者技能講習会

受講申込書

修了証台帳

写真貼付して下さい。
縦3.5 c m
横2.5 c m

ふりがな		性別		※
氏名		男 ・ 女	修了証 番号	
生年月日	年 月 日生	交付年月日		※
現住所 <small>(修了証に載ります)</small>	〒 電話 (携帯電話)			
勤務先	所在地	〒 電話 F A X		
	名称			

本人確認 ※		
--------	--	--

証 明 書

受講者氏名 _____ ④

上記の者は、はい付け又ははいくずしの作業に _____ 年 _____ 月から _____ 年 _____ 月まで
3年以上従事した経験を有する者であることを証明します。

平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

事業者名 _____

事業者 _____ ④

書替・再交付年月日	※ _____ 年 _____ 月 _____ 日	本人確認書類 ※	
-----------	---------------------------	----------	--

(注) ※以外は申込者において全部記載すること。

ご記入いただいた個人情報は、当講習会の実施及び修了証交付の為にのみ使用します。

平成30年度 労働安全衛生法に係る技能講習等 実施計画表(予定)

兵庫労働局長登録教習機関
陸上貨物運送事業労働災害防止協会兵庫県支部

◆ はい作業主任者技能講習〔兵庫労働局登録第14号〕 (各回2日間 定員 100人/回)

講師氏名 (学科) 上野勝司、吉永良一、村上光三

実施日時			講習科目 (時間)	種類	実施場所
第2回	平成30年 11月	14日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		15日(木)	9:00～17:00		
第3回	平成31年 2月	13日(水)	9:00～17:00	学科	兵庫県 トラック 総合会館 (神戸市)
		14日(木)	9:00～17:00		

日程、開催地、定員等のほか、法で定められている講習科目の時間を満たした上で開始及び終了時間を繰り上げ又は繰り下げ等、変更する場合があります。

(登録有効期間満了日：平成31年3月30日)



**ちょっとした地球への思いやり
エコ・ドライブ推進中！です**

燃 料 価 格 情 報

軽油「元売別」購入価格表（平成30年6月末現在）

（単位：円/ℓ）

区分 元売名	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
J X 日 鉱 日	102.48	106.05	108.02	
出 光	101.18	106.68	108.83	
J エ ナ ジ ー			115.00	
コ ス モ	102.33	104.75	106.90	
昭 和 シ ョ ー ル	101.35		105.90	
モ ー ビ ル	114.40			
エ ッ ソ ン	101.65			
三 井	100.00			
そ の 他	102.04	104.79	108.93	110.36
総 計	102.34	105.44	108.49	110.36
30 / 5	全国平均	調査なし	106.18	106.71
	近畿平均		105.84	107.27

兵ト協
調 べ

全ト協
調 べ

（消費税抜き）

軽油価格年間推移表（兵ト協調べ）

（単位：円/ℓ）

区分 集計月	ローリー	組 合	カ ー ド	スタン
	平 均	平 均	平 均	平 均
平成29年7月	81.10	84.84	88.91	91.15
平成29年8月	81.74	84.68	89.02	91.06
平成29年9月	81.93	84.88	85.39	90.44
平成29年10月	83.60	85.15	89.43	91.70
平成29年11月	86.95	87.19	92.51	96.37
平成29年12月	91.85	91.60	96.98	100.16
平成30年1月	92.62	94.45	98.38	100.19
平成30年2月	95.07	97.17	100.74	104.20
平成30年3月	94.42	96.82	100.96	104.70
平成30年4月	93.51	96.33	100.04	104.44
平成30年5月	96.31	97.96	100.86	103.28
平成30年6月	100.43	103.20	102.72	109.06
平成30年7月	102.34	105.44	108.49	110.36
年 間 平 均	90.91	93.05	96.49	99.78

※前月分の価格データを集計しています。

（消費税抜き）

“軽油は兵庫県下で買いましょう”

会 員 だ よ り

入会届

入会年月日	支部名	種別	会社名	代表者名	主たる連絡先
30.7.17	東部	一般	(株)TBシステム	加 納 和 男	〒661-0961 尼崎市戸ノ内町2-1-4 TEL 06-6494-0037 FAX 06-6494-0038

変更届

会員名簿 ページ数	変更事項	旧	新
27	代表者	紙工サービス(株) 野見山 淳一	古川 薫
28	代表者	(株)大 栄 寺崎 春明	木村 裕之
99	住所/FAX	川崎運送(株) 神戸市西区平野町常本293-3 078-961-1288	神戸市西区平野町西戸田280-6 078-961-6668
100	代表者	神戸明石事業協同組合 川崎 智聖	藤井 佳幸
144	代表者	片上運輸(株) 片上 栄一	備生 康之
179	会社名	石 榮 丸(株)	三 由(株)

* * *

事務局からのお知らせ

下記のとおり退職者及び異動がありますのでお知らせいたします。

人事異動

一般社団法人 兵庫県トラック協会

平成30年7月31日付

発令事項	氏名	現職
退職	木村 善一	適正化事業部長

平成30年8月1日付

発令事項	氏名	現職
適正化事業部長	柳井 達雄	適正化事業部次長

協会日誌

月日	行事名	場所	月日	行事名	場所
7・2	大阪湾・播磨灘排出油等防除協議会定例会議及び海上防災講習会	神戸第二地方合同庁舎	7・27	兵ト協 ダンプ部会 定時総会	待
4	兵庫労働局安全衛生表彰式	神戸市産業振興センター	30	全ト協 経営改善・情報化委員会	全ト協
	チャレンジ100打ち合わせ会議	兵庫県民館		兵ト協 輸送秩序確立委員会	兵ト協
5	全ト協海コン部会正副部会長各ト協海コン部会部会長合同会議	ホテル福岡オークラ	31	神戸市 災害時物資拠点運営訓練に向けた現地確認	グリーンアリーナ神戸
	全ト協 海コン部会 総会	ホテル福岡オークラ		－8月の予定－	
	KTS 正副会長会議	ホテルモントレ姫路	8・1	兵庫県合同就職面接会(ひょうご・しごと情報広場)	神戸ポートピアホテル
6	全ト協 海コン部会 視察研修会	博多港	2	兵ト協 総務委員会	兵ト協
9	自動車関係団体連絡会	自動車会館		兵庫県但馬地域合同防災訓練第2回全体会議	香住区中央公民館
	兵ト協 食品部会 通常総会	夕顔	3	近畿府県ト協適正化事業部(課)長会議	大ト協
10	神戸市災害時物資円滑供給協議会	神戸市役所	6	兵ト協 交通対策委員会	兵ト協
	兵庫県不正軽油対策協議会	兵庫県民館		兵ト協 環境対策委員会	兵ト協
11	兵ト協 労働力確保対策等検討特別委員会	兵ト協	7	本部・支部事務局長会議、適性化指導員研修	兵ト協
12	全ト協 常任理事会・理事会合同会議	第一ホテル京東	8	全ト協 「緊急物資輸送担当者研修」(~10日)	中部トラック総合研修センター
	兵ト協 神戸中央支部研修会	楠公会館	20	全ト協 TV会議システム利用「特殊車両通行許可制度講習会」	兵ト協
	兵庫県政150周年記念式典	神戸国際会館	22	全ト協 利用運送・積合部会正副部会長会議	ホテル神戸オークラ
13	兵ト協 重量・鉄鋼部会 通常総会	第一楼		運行管理者兵庫陸運部長 表彰式	兵庫陸運部
	兵ト協 天狼会 定例会	兵ト協	26	平成30年度第1回運行管理者試験	神戸ファッションマート
14	就職フェア for 定通2019	摩耶高等学校	27	兵庫県道路利用者協会理事会・総会、国土交通省との意見交換会	ラッセルホール
17	全ト協 全国専務理事業務連絡会議	JRホテルクレメント高松	30	全ト協 労働安全・衛生委員会	全ト協
19	兵ト協 引越部会 通常総会	ANAクラウンプラザホテル神戸		－9月の予定－	
20	兵ト協 路線部会 総会	西村屋	9・4	登録教習期間の更新手続き等説明会	兵庫労働局
21	トラックドライバーコンテスト兵庫県大会	運転免許試験場	5	自動車関係団体連絡会	自動車会館
23	公明党政策要望懇談会	ラッセルホール	11	交通安全県民大会	兵庫県公館
24	運行管理者試験事前講習	兵ト協	12	全ト協 女性部会全国研修会、交流会	明治記念館
25	はい作業主任者技能講習会(~26日)	兵ト協	19	兵ト協 適正化小委員会	兵ト協
26	兵ト協 海上コンテナ部会 役員会	兵ト協		輸送秩序改善連絡会(三木会)	兵ト協
	陸災防 全国支部事務局長会議	メルパルク東京	27	兵ト協 取扱部会 研修旅行	滋賀県
27	初任運転者特別講習	兵ト協			

適正化事業部からのお知らせ

巡回指導における指導事項（今月のテーマ「運行管理者の講習」「整備管理者の研修」）

担当：適正化事業指導員 山地英美代

「選任している運行管理者・整備管理者に必要な講習（研修）は受講させていますか？」

営業所で選任されている「運行管理者」「整備管理者」に必要な講習（研修）を受講させなければならないということは理解されていることと思います。しかし、巡回指導に何うと受講できていない（忘れていない）ことがあります。今回はもう一度、内容を見直していただき、どの講習を受けるのかを確認してください。

では、まずは『貨物自動車運送事業者・自己チェックシート9頁（冊子は兵庫県トラック協会ホームページからダウンロードできます）』より整備管理者研修について

9

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
3. 整備管理者に所定の研修を受けさせているか。	事業法 17条3項 安全規則 15条	整備管理者研修手帳等	(1) 整備管理者選任後研修を受講しているか？ (2年に1回は受講していること)	<input type="checkbox"/>

貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部改正（平成30年10月1日施行）

改正内容

（整備管理者の研修）

第十五条 貨物自動車運送事業者は、道路運送車両法第五十条第一項の規定により選任した整備管理者であって次に掲げるものに地方運輸局長が行う研修を受けさせなければならない。

- 一 整備管理者として新たに選任した者
- 二 最後に当該研修を受けた日の属する年度の翌年度の末日を経過した者

※今月より30年度の研修申し込みが始まりました。昨年度受講していない管理者、今年度選任した管理者がいる場合は、日程を調整し忘れずに受講してください。

また、会員対象の研修については、今年度よりホームページからも申し込みが出来るようになりましたので活用ください。

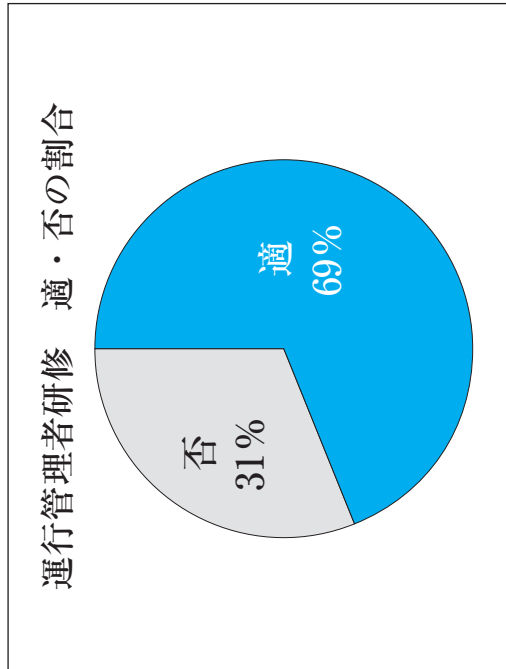
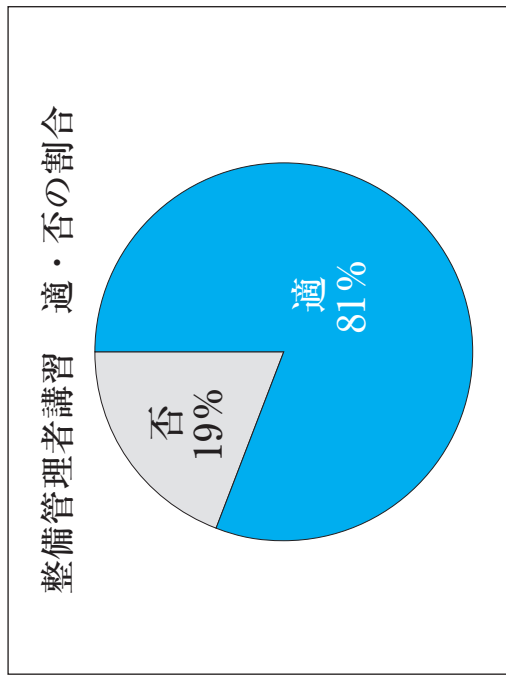
『貨物自動車運送事業者・自己チェックシート4頁（冊子は兵庫県トラック協会ホームページからダウンロードできます）』より

運行管理者の講習について

調査事項	法・規則・条項	帳票類等	チェックポイント	(判定)
3. 運行管理者に所定の研修を受講させているか。	安全規則23条	運行管理者等指導講習手帳 事故記録簿	(1)一般講習を受講しているか？ ①当該事業者において初めて選任した運行管理者（当該事業者において過去に選任されていた者は除く） ②最後に受講した日の属する年度の翌年度の末日を経過した運行管理者（2年に1回は受講すること） ※H24年4月以降、新たに選任した運行管理者であつて基礎講習受講履歴のない者は基礎講習を受講すること	<div style="border: 1px dashed black; width: 100px; height: 100px; margin: 0 auto;"></div>

- ・ 運行管理者には選任年度に基礎講習または一般講習を受講させ、その後、2年ごとに同講習を受講させる。
- ・ 平成24年4月16日以降に自社においてはじめて選任された運行管理者がいる場合、基礎講習（平成7年4月以降実施のもの）を受講しているか要確認。
- ・ 新たに運行管理者を選任する場合基礎講習の受講の有無を確認し、未受講の場合は選任年度に基礎講習を受講させる。

【参考】巡回指導時における運行管理者・整備管理者講習（研修）の判定割合



以上、最終受講年度等を再度確認していただき、管理者には2年に1度、忘れずに受講させていただきたくてお願いいたします。

運賃料金設定(変更)届出はお済みですか？

至急お届けください！！



平成29年11月4日よりトラック運送における
運賃・料金の収受ルールが変わりました。

詳しくは7頁の標準貨物自動車運送約款の
改正に関するQ&Aをご覧ください！



会員情報だより募集中！



貴社の記事を掲載しませんか

この度、兵ト協ニュース平成30年4月号より会員事業者の記事を毎月掲載予定しています。それに伴い、兵ト協ニュースに掲載する会員事業者を募集しております。

幅広いご内容での記事を募集予定ではありますが、以下の内容を参考としてください。

- **会社概要** (設立年、代表者氏名、住所、従業員数、車両数など)
- **会社で力を入れていること** (安全教育、採用活動、産休・育休など)
- **創業時の苦勞**
- **今後の目標**
- **その他** (社長・社員の趣味、社員旅行などの行事)
- **写真**

記事はA41/2 ページ又は1ページを予定しています。

応募は
こちらまで

応募宛先

〒657-0043 神戸市灘区大石東町2丁目4番27号
(一社)兵庫県トラック協会 総務部行
E-mail:hta@hyotokyo.or.jp